

2025年「大阪・関西万博」ひょうごフィールドパビリオン魅力発信イベント 運営等業務 仕様書

1 委託業務名

2025年「大阪・関西万博」ひょうごフィールドパビリオン魅力発信イベント運営等業務

2 委託業務の目的

兵庫県内各地で行われているさまざまな持続可能な取組であるひょうごフィールドパビリオン（以下、FPとする）をはじめ、兵庫県の魅力を発信するため、万博会場において、「ひょうごフィールドパビリオンウィーク」（以下、「FPウィーク」という。）と「ひょうごフィールドパビリオンフェスティバル2025」（以下、「FPフェス」という。）を開催するにあたり、円滑な運営準備、効率的かつ効果的なイベント運営等を行うことを目的とする。

3 委託業務内容

下記事業実施にかかる運営等一切の業務

- (1) FPウィーク
- (2) FPフェス

4 委託期間

契約締結の日から令和7年12月31日（水）まで

5 開催概要

(1) FPウィーク

ア 開催期間

期間：令和7年5月20日（火）から令和7年5月25日（日）

時間：10時から17時を想定（ただし、5月22日（木）から5月24日（土）の3日間は12時から19時を想定）

※期間・時間に変更となる場合がある。

イ 搬入出

搬入出：令和7年5月19日（月）・20日（火）及び令和7年5月25日（日）

時間：令和7年5月19日（月）22時30分から20日（火）8時まで
令和7年5月25日（日）19時から24時まで

※期間・時間に変更となる場合がある。

ウ 開催場所

万博会場関西パビリオン「多目的エリア」

面積：約 130 m²（別途バックヤードあり（約 50 m²））

エ 実施内容（予定）

清酒発祥の地・兵庫の酒や、地場産業である播州織等を集中して発信することで、兵庫県への話題性や期待感を創出し、機運を醸成するため、下記の（ア）～（ウ）の期間に分けて実施する。

※内容は変更となる場合がある。

（ア）兵庫の交通の取組発信イベント

期間：5月20日（火）～21日（水）

目的：日本国際博覧会協会が展開するテーマウィークの「未来のコミュニティとモビリティ」ウィークにあわせ、兵庫県内の交通事業者の取組に関するパネル展示、鉄道沿線の地域活性化の事例発表、県内の先進的モビリティに係るワークショップなどを実施し、来場者へ情報発信する。

内容：展示・物販、ワークショップ、ステージ発表、その他の誘客コンテンツ 等

出展希望者：県内交通事業者等（基本計画を参照）

（イ）兵庫の酒の魅力発信イベント

期間：5月22日（木）～24日（土）

目的：兵庫県は、六甲山系独特の地形からくる水・風など酒造りに適した自然環境もあり、日本一の酒どころである。中でも「灘五郷」は、阪神沿線の神戸から西宮にかけて、西郷、御影郷、魚崎郷、西宮郷、今津郷の五つの地域からなる日本を代表する酒どころとして、沿線活性化の取組として灘の酒の魅力を発信するイベントも実施している。万博会場においても「灘五郷」をはじめとした兵庫の酒の魅力を多くの方に発信し、兵庫への誘客につなげることを目的とする。

内容：展示・物販（調理を含む）、ワークショップ（実演・体験）、日本酒に関連したステージイベント 等

出展希望者：県内酒造会社等（基本計画を参照）

（ウ）ひょうごフィールドパビリオンの魅力発信イベント

期間：5月25日（日）

目的：兵庫県は万博を契機にひょうごフィールドパビリオンを展開している。万博会場「ギャラリーWEST」「ポップアップステージ西」において、ひょうごフィールドパビリオンが一堂に会し、

自らの活動を発信するF Pフェスを5/26～5/30の期間で実施するため、前日の5/25にフェスティバルの前夜祭として、ひょうごフィールドパビリオン関連のイベントを実施し、知ってもらう機会とする。あわせて、兵庫県の子どもたちが、県内各地でひょうごフィールドパビリオンの活動に触れ、携わる人や地域の思いを知る体験に関する発表を行うほか、兵庫県の各地域の歴史や文化、活動する人々の大切な思いを「地域の宝」と捉え、作成した動画の表彰式を行う。

内容：展示・物販、ワークショップ（実演・体験）、「ひょうご EXPO DREAM BUILDERS」の取組発表 等

出展希望者：ひょうごF Pアンバサダー（tamaki niime）、兵庫県内の子どもたち（基本計画を参照）

オ 各ブースの設備等

基本計画に記載のとおり

(2) F Pフェス

ア 開催期間

期間：令和7年5月26日（月）から令和7年5月30日（金）

時間：11時から19時を想定

※期間・時間に変更となる場合がある。

イ 搬入出

搬入出：令和7年5月25日（日）及び令和7年5月31日（土）

時間：9時から21時

※期間・時間に変更となる場合がある。

ウ 開催場所

万博会場催事場

(ア) ギャラリーWEST

面積：屋内展示室① 200 m²、屋内展示室② 100 m²、屋外展示スペース（屋根付）300 m²

(イ) ポップアップステージ西

面積：約50 m²

エ 実施内容（予定）

実施場所	区分	内容
ギャラリーWEST 屋内展示室①・②	ブース	展示・物販（調理を除く）、ワークショップ（実演・体験）等
ギャラリーWEST 屋外展示スペース	ブース (飲食)	展示・物販（調理を含む）

	ステージ イベント	オープニングイベント、地場産品等を使用したファッションショーや地域の取組のPR、誘客イベント 等
ポップアップ ステージ西	ステージ イベント	地域の踊りや地域の取組をPRする発表、誘客イベント 等

※出展者の希望により、内容は変更となる場合がある。

オ 出展希望者（予定）

展示：114プログラム

ステージ：（ギャラリーWEST）13プログラム、（ポップアップステージ西）4プログラム

※基本計画を参照

カ 各ブースの設備等

基本計画に記載のとおり

6 委託業務内容の詳細

以下の業務を行うこととし、詳細については企画提案内容等を基に県と受注者が協議し、調整の上、決定する。

（1）業務共通

ア 事業全般に係る調整業務及び運営業務

（ア）総合調整・管理

本業務を円滑かつ適切に実施し、事業目的を達成するため、業務全体の総合調整や進捗管理等を行うこと。

（イ）マニュアル等必要資料の作成

本業務を運営するにあたり、基本計画に基づいた下記の a～g のマニュアル等必要資料を作成し、提出すること。

- a 業務の進行管理に要する資料
- b 製作、設営物に要する資料
- c 広報に要する資料
- d 搬入出・設営に要する資料
- e 安全対策や清掃等に要する資料
- f 写真や動画を含む当日の会場記録資料
- g その他、県が必要と認める資料

（ウ）各種許可申請等に係る業務

- a 博覧会協会への各種申請（基本計画を参照）が必要な事項について、県や出展者等と調整のうえ、資料を作成し、確実に実施すること。

- b 保健所や警察等の使用許可が必要な事項（飲食の実施や危険物の展示等）について、県や出展者等と調整のうえ、資料を作成し、確実に実施すること。
- c その他必要に応じて、県や出展者等と調整し、事業の実施に必要な手続を行うこと。

(エ) 出展者への事前説明会

出展者等に対し、会場の設備や搬入出方法、当日の進行など、出展に関して必要な情報を伝えるため、県と調整のうえ、資料等を作成して、説明会を開催すること。（オンライン開催も可）

なお、説明会に関する問い合わせへの対応は、原則、受注者において行うこと。ただし、対応困難な質疑については、速やかに県に報告し、協議のうえ、協議結果に基づき対応すること。

(オ) 関係機関等との連絡調整

使用する会場の運営・設営等の詳細について、県の指示のもと関係機関等と調整にあたること。

(カ) 県との連絡調整

県と緊密に連絡をとり、情報を共有しながら業務を推進すること。

イ 会場装飾・資機材

(ア) レイアウト、デザイン及び会場装飾等

展示ブース及びステージのレイアウトやデザイン、会場装飾については、基本計画を基に、取組のPRや会場への誘客等に効果的なものとなるよう県と協議のうえ計画し、実施すること。

(イ) ロゴマーク

2025年「大阪・関西万博」ひょうごフィールドパビリオン魅力発信イベントの共通ロゴマークを、県と協議のうえ作成すること。

(ウ) 資機材の準備

関西パビリオンやギャラリーWEST、ポップアップステージ西に付帯する設備は基本計画に記載のとおりだが、この他に必要となる資機材や設備等は、受注者が用意すること。

(エ) 会場サイン

会場サインは、基本計画を基に、博覧会協会のユニバーサルサービスガイドラインに沿ったデザインのを製作すること。

ウ 広報に係る業務

(ア) 広報手法

広報は、両イベントを効果的に発信するため、一体的に行うことを基本とし、万博会場を訪れる意欲を誘発したり、会場内で誘客出来るよう、

効率的かつ効果的な手法を選択すること。

(イ) 広報デザイン

広報デザインは、基本計画を基に、両イベントを一体的にPRし、万博会場への来場を誘引できるようなものを作成し、県と協議のうえ、決定すること。

(ウ) 交通広告及び新聞広告

交通広告及び新聞広告については、本業務とは別に県が直接実施する予定のため、その際必要となるデータ等を、県の求めに応じて提出すること。

エ 会場設営に係る業務

(ア) 会場設営等

- a 設営撤去を安全かつ時間内に完了させるための方策を十分検討し、事故等の不測の事態が生じた場合等にも備えた体制とすること。
- b 設営撤去にあたっては、県及び施設管理者と十分協議のうえ、養生等の必要な対策を講じるとともに、撤去後は会場の原状回復を図ること。

(イ) 通信環境

万博会場での物販では、博覧会協会が指定するPOSシステムおよび決済端末等を使用することから、会場内での通信環境の整備を行うこと。

(ウ) 什器・備品等について

- a 関西パビリオンやギャラリーWEST、ポップアップステージ西に付帯するもの以外に、イベントに必要となる共通の什器・備品等を用意すること。なお、出展内容等により個別に必要となるものがある場合は、県と協議のうえ、出展者の負担により準備させることとする。
- b 必要となる什器・備品等は、一覧表を作成して管理を行うこと。

オ 運営に係る業務

(ア) 運営体制

運営に必要な組織体制を構築し、必要なスタッフを確保すること。

(イ) 関係者入場証等

関係者入場証（AD証）や搬入出車両の証明等、万博会場への入場に必要の手続については、博覧会協会が作成するマニュアル等に沿って準備すること。

(ウ) ステージ進行

ステージについて、県と協議のうえ、博覧会協会が求める多言語対応（日本語・英語）が可能な司会者を確保すること。

(エ) 飲食販売

飲食販売等については、博覧会協会が作成する利用マニュアル等の各種資料や食品衛生法その他関連法令を遵守し、監督官庁の指示に従った実施とすること。

(オ) 多言語対応

大阪・関西万博では、来場者に対する多言語対応（日本語・英語）を求められていることから、出展者名表示板や出展者概要のボード等については、基本計画や博覧会協会が作成する多言語対応ガイドライン等を基に必要な対応を行うこと。

なお、出展者が各自で準備する掲示物等の多言語対応については、出展者に必要な情報を提供するなど、適切に対応すること。

(カ) 来場者数の把握

来場者数をカウントし、報告すること。実施方法について、効果的な方法及び内容を提案し、県と協議の上、実施すること。

(キ) 警備業務

a 事業開始・終了・搬入出時における、出展者や来場者の安全な誘導に対応すること。

b 来賓やゲストの安全確保に対応すること。

(ク) 救護業務

消防署等の指導や会場の施設管理者等と十分調整のうえ、急病人、負傷者等の救護体制を整えるとともに、救護にあたった場合は、患者ごとに救護対応状況を記録した書面を県に提出すること。

(ケ) 清掃業務

会場内が衛生的に保たれるよう、必要な清掃を実施すること。

(コ) 保険の加入

基本計画を踏まえたうえで、事故等の不慮の事態に備え、必要な保険に加入すること。

(サ) 災害時等の対応

災害等により当日又は事前に中止を決定する必要がある場合、その判断基準、対策について定めること。

カ イベントへの誘客施策

(ア) 会場への誘客

万博会場への来場者に対して、各種イベントを実施するとともに、会場へ誘客するための会場装飾等により、各会場への誘客を図ること。その手法等については、最も効果的な方法及び内容を提案し、県と協議のうえ実施すること。

(イ) イベントコンテンツ

- a 県や出展者が企画し、主催するイベントコンテンツについては、県や出展者と調整のうえ実施すること。実施にあたっては、誘客につながるよう、最も効果的な発信ができる方法及び内容等の助言を行うこと。
- b 開催初日にオープニングイベントを実施すること。また、オープニングイベントにふさわしい企画を提案し、県と協議のうえ実施すること。
- c a で示す以外のイベントコンテンツについて、イベント会場への誘客につながるよう、効果的な企画を提案し、県と協議のうえ実施すること。

キ 搬入出に係る業務

(ア) 搬入出

- a 基本計画や大阪・関西万博におけるルールを基に、具体的な搬入出方法や手順、搬入出ルート等を定めた搬入出に係るマニュアルを作成すること。
- b 搬入出について、万博会場内または近隣に一時保管倉庫を確保し、事前に出展者の資材等を集約し、イベントに間に合うよう会場へ一括配送すること。また、各日のイベント終了後は、一時保管倉庫に一括で搬出し、出展者に返送すること。
- c 原則、出展者によるイベント会場への直接の搬入出は受け付けず、受注者が一括して対応すること。

(イ) 搬入出に関する費用負担

一時保管倉庫と万博会場との間の搬入出費用は、本業務において負担する。ただし、出展者と一時保管倉庫間の搬入出費用は、出展者の負担とすること。

ク その他付帯業務

(ア) 記録写真撮影等

デジタルカメラ等で記録写真・動画（実施中の様子、警備員の配置、搬入出時の状況、会場設営の様子、資機材の配置及び撤去等）を撮影すること。撮影した写真等は電子データ（DVD等に保存のこと）で県へ提出すること。

(イ) 満足度調査の設計・実施

- a 本事業の集客効果や事業効果を分析・検証するため、出展者及び来場者に対し、調査を行うこと。
- b 調査の項目及び実施方法は、基本計画の方針に基づき県と協議のうえ決定すること。
- c 来場者に対する満足度調査について、回答率を向上させる方策を、県と協議のうえ実施すること。

- d 受注者は調査の結果をとりまとめ、県に報告すること。
- (ウ) イベント効果の分析・検証
 - 来場者数や来場者・出展者への満足度調査を踏まえ、本事業の集客効果や事業効果を分析・検証し、県に提出すること。
- (2) F P ウィーク
 - ア 関西パビリオンでの運営
 - F P ウィークについては、関西パビリオンの多目的エリアで実施するイベントであることから、博覧会協会のみならず、関西広域連合が示すイベント会場の条件にも従う必要がある。
 - イ プログラム毎の運営
 - F P ウィークについて、(ア) ~ (ウ) の各期間で運用方法が異なることから、(1) 業務共通に加え、下記の点にも留意すること。
 - (ア) 兵庫の交通の取組発信イベント
 - a 県や出展者が企画するイベント以外のコンテンツについては、誘客に資する企画を提案し、県と協議のうえ実施すること。
 - b 1日目と2日目で会場の基本レイアウトが異なる予定であることから、基本計画を踏まえ、会場設営に配慮すること。
 - (イ) 兵庫の酒の魅力発信イベント
 - 本イベントについては、出展内容やステージイベント等の企画、ブースの仕様、装飾等を含めて出展者により準備する。ただし、基本的な備品や設営、搬入出については、他の業務と同様に受注者の負担とすること。
 - (ウ) ひょうごフィールドパビリオンの魅力発信イベント
 - a 本イベントについては、出展内容やステージイベント等の企画、ブースの仕様、装飾等を含めて出展者により準備する。ただし、基本的な備品や設営、搬入出については、他の業務と同様に受注者が行う。
 - b 本イベントのワークショップで製作する播州織の展示物の一部は、イベント終了後にF P フェスの会場(ギャラリーWEST)で展示するため、その搬入出を行うこと。
 - c 本イベントについて、基本計画に記載のとおり、1日のイベントの間に舞台転換が生じることから、このことに配慮した会場運営を行うこと。
- (3) F P フェス
 - ア 運営に係る業務
 - (ア) 2会場に係る運営
 - F P フェスは、ギャラリーWEST とポップアップステージ西の2会場

での開催であり、会場間の距離が離れていることから、会場相互の誘客を促す方法及び内容を提案し、県と協議のうえ実施すること。

(イ) ギャラリーWEST内の会場周遊の促進

ギャラリーWESTにおいては、屋内、屋外が3ゾーンに分かれていることから、各ゾーンを訪問することに配慮したデザインや誘客促進方法等について、県と協議のうえ実施すること。

イ ステージイベント

F Pフェスでは、ファッションショーや紙芝居の上演等のステージイベントを予定していることから、これらのイベントが開催可能なステージの設置や、着替えが可能なバックヤード等の設置など、出演者の演目に応じた実施とすること。

7 提案にあたっての留意点

(1) 共通

ア 事業実施に必要な事項がすべて網羅された提案内容であり、基本計画の方針に沿って、業務を確実に遂行できる内容となっていること。

イ ひょうごフィールドパビリオンについて、十分に理解したうえで、誘客施策やイベントの企画等を行うこと。

ウ 万博会場でのイベント開催条件等に関する知識を十分に有していること。また、これまでに類似のイベントの受託実績があれば、資料に明示すること。

エ 契約後、イベント開催まで短期間であることから、基本計画の方針を十分に理解したうえで、確実に業務を遂行できる能力を有すること。

オ 施設への搬入出や設営・撤去にあたっては、安全性が確保され、効率的な作業内容・スケジュールで実施する提案とすること。

カ F PウィークからF Pフェスにかけて、機運が盛り上がるように、両イベントが一体感を持った企画となるよう、配慮すること。

キ 県から企画内容等の変更等の指示があった場合は、予算の範囲内で誠実に対応すること。

ク 万博会場の条件については、今後、博覧会協会等から示される条件により、変更の可能性がある。

(2) F Pフェス

ア 5日間で100を超える出展者が出展を予定していることから、多数の出展者との円滑なコミュニケーションや調整等が求められること。

イ イベントコンテンツについて、万博後もひょうごフィールドパビリオンへの誘客や魅力発信につながるような企画を提案すること。

ウ 県のインフォメーションセンターの役割を担い、会場周遊施策の窓口機能を持ったブースを各日、設置すること。

8 業務実施に関する基本的な条件

(1) 業務実施体制

受注者は、契約締結後、業務の運営体制を明確にし、以下のア～オについて、事業の適切な実施に必要な人員の配置、設備等を配備のうえ、業務の運営や県との連絡調整を行うこと。

ア 業務全体の実施計画書を作成するとともに、常時スケジュールを把握のうえ、進捗状況等を管理し、適切に業務を遂行すること。

イ 業務の全体を総括するための統括責任者を置くこと。

ウ 統括責任者は、本業務の確実な遂行が可能な人員を配置し、急なトラブル等にも迅速に対応できるようにすること。

エ 個人情報等の取扱いには、特に留意すること。

オ その他提案内容を踏まえた業務を実施すること。

(2) 契約及び費用等に関する条件

業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、県は契約金額以外の費用を負担しないものとする。ただし、会場使用料や会場から借り入れる設備の費用については、県が直接会場に支払うものとする。

また、出展者のブース出展料は無料とする。

(3) 提案見積額について

本委託業務にかかる契約金額については、提案見積額を基準に県と協議のうえ、確定するものとする。

(4) 経理・支払に関する条件

ア 契約金額については、委託契約期間内に業務を完了された後、県による検査を経て支払うものとする。

イ 全ての証拠書類は、本業務終了後、5年間保存すること。

(5) 著作物の譲渡等

ア 受注者は、本事業における作製物（以下「成果物」という。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に県に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は県及び県が指定する者の必要な

範囲で県及び県が指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。

- イ 県は成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- ウ 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、県が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、県は成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- エ 受注者は、県が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、著作権法第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、当該成果物の内容を公表することができる。
- オ 県は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第 10 条第 1 項第 9 号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第 12 条の 2 に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- カ 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）の作成にあたり必要な著作権の取得等の手続きについて、受注者の責任及び契約額の範囲において実施すること。

(6) その他の条件

- ア 業務開始後は、定期的に県と打ち合わせを行い、業務着手前に県の承諾を得るとともに、事業進捗状況を報告すること。また、随時、県の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。
- イ 本仕様書に定めのない事項については、県と協議のうえ決定すること。
- ウ 契約締結後に本仕様書に疑義が生じた場合は、双方で協議のうえ決定することとする。

9 受注者の責務

- (1) 苦情等の処理業務実施で生じたトラブルについては、受注者が責任を持って対応すること。対応に当たっては、県と十分連携を行い、トラブルの解決に努めること。
- (2) 法令等の遵守
受注者は、本委託業務の履行にあたって、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の契約事項に従って業務にあたること。

(3) 信用失墜行為の禁止

受注者は、本委託業務の履行にあたり不正な行為をするなど、県の信用を失墜する行為を行わないこと。

(4) 受注者の誠実義務

受注者は、本委託業務の履行に当たっては、誠実に業務にあたらないといけない。県から履行状況について、問合せ又は申入れがあった場合は、速やかに、かつ誠実に対応しなければならない。

10 再委託の取扱い

(1) 受注者は、業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下、「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下、「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、承認を得た場合は、承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

(3) 県が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、受注者は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。

(4) 受注者は、業務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、県に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、県の書面による承認を受けなければならない。なお、第4次委託等以降も同様とする。

(5) 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、受注者は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、県の承認を受けなければならない。

(6) 受注者は、業務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、県に対しすべての責任を負うものとする。

11 守秘義務

受注者は本委託業務により得た一切の情報・成果について、本委託業務の目的以外に使用してはならない。

また、受注者は本委託業務の履行にあたって知った、又は知り得た秘密を、

本委託業務期間中はもちろん契約終了後においても県及びその他当事者の了解なく他に漏らしてはならない。受注者自ら及び業務従事者が秘密を漏らしたことにより損害が発生した場合は、受注者は損害を賠償しなければならない。

なお、本委託業務の過程で知り得た情報などについては、保存媒体の管理など、秘密保持に万全の措置を講じ、収集した調査等の資料の処分などについては県との協議に従うものとする。

12 成果物一覧

本業務に求める成果物は「図表 成果物 一覧」のとおりとする。以下の成果物は紙媒体で3部、電子媒体で1部提出すること。なお、紙で提出することが困難なデータについては、電子媒体のみ納品することで可とする。

図表 成果物 一覧

区分	No	成果物	提出期限
事業管理	1	業務実施計画書	契約締結後14日以内
実施マニュアル等	2	業務の進行管理に要する資料	令和7年4月下旬
	3	制作、設営物に要する資料	令和7年4月下旬
	4	広報に要する資料	令和7年4月下旬
	5	搬入出・設営に要する資料	令和7年4月下旬
	6	安全対策や清掃等に要する資料	令和7年4月下旬
	7	写真や動画を含む当日の会場記録資料	令和7年4月下旬
	8	その他、県が必要と認める資料	令和7年4月下旬
広報	9	広報の進捗管理に要する資料	令和7年4月下旬
	10	広報資料	令和7年4月下旬
満足度調査 実施業務	11	満足度調査結果報告	令和7年9月下旬
その他	12	当日の会場記録写真資料	令和7年7月下旬

※業務がFPフェスとFPウィークに分かれることから、上記の資料について、事業別に作成すること。

13 留意事項等

- (1) 受注者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。また、業務の遂行について県に随時報告を行い、その指示に従うこと。

- (2) 受注者は、県が貸与した資料等の複製、複写の可否及び返却等については県の指示に従うこと。
- (3) 受注者は、本事業に係るすべての書類、またその内容について、県の許可なく譲渡、公開をしてはならないこと。
- (4) 本業務の実施において新たに発生する著作権については、著作人格権を除き、県に帰属するものとする。また、著作人格権についても、権利者は将来にわたり行使しないことを担保すること。
- (5) 本業務に使用する画像、映像、イラストその他の著作物について、第三者が権利を有する場合、第三者との間で発生する著作権等に関する手続や使用権料等は、全て受注者が責任を持ち対応すること。
- (6) 委託契約の締結
 - ア 県は、選定された業務を提案した事業者と提案業務の実施方法等について協議・調整を行う。その際、双方で確認のうえ、提案内容に修正・変更を加える場合がある。
 - イ 契約条項は、県において示す。
 - ウ 受注者は、県に対して、委託料の10分の1の契約保証金を納めなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証契約を締結した場合等において、契約保証金の全部または一部を免除する。
- (7) その他、本業務仕様書に定めのない事項については、県と受注者が双方協議のうえ決定する。
- (8) 受注者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下、「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 県に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等の遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、県と協議を行うこと。
- (9) 令和7年度予算の成立が前提となるため、予算が提案どおり成立しない場合は、本募集及び事業の実施を中止又は廃止する場合がある。

14 担当

兵庫県企画部万博推進局万博推進課
電話 078-362-4223